平成 18 年度 次世代ネットワーク社会における 著作権制度のあり方についての調査研究会 報告書

次世代ネットワーク社会における 著作権制度のあり方に関する調査研究会

本報告書は、有識者等による検討成果を事務局でとりまとめたものです。本報告書における意見は、検討にご協力いただいた個人に属し、特定の企業、団体、個人の公式見解を示すものではありません。

◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

| I. | 調査の | 目的 | 1 |
|------|-------|------------------------------------|------------|
| II. | 調査棚 | [要 | 2 |
| | |]構成 | |
| | 2. 研究 | 光会開催概要 | 3 |
| | 3. 調査 | 査全体の流れ | 3 |
| | (1) | 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する論点と提案の | つ抽 |
| | 出 | | 3 |
| | (2) | 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する論点の整理 | 4 |
| | (3) | 著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢の検討 | 4 |
| | (4) | 制度上問題になり得る論点についての検討 | 4 |
| | (5) | 次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化についての検討 | 4 |
| | (6) | 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する検討結果の塾 | と理 |
| | | | 4 |
| | | | |
| III. | 次世代 | tネットワーク社会において想定される社会の変化 | 5 |
| | 1. 社会 | 会全体の変化 | 5 |
| | (1) | 技術、市場、社会の変化の加速化 | 5 |
| | (2) | 世界のフラット化の進展に伴うグローバル競争環境の変化 | 5 |
| | (3) | 競争優位を維持するための創造性に関する重要性の高まり | 5 |
| | (4) | 文化の経済化、経済の文化化の進展 | 6 |
| | (5) | 融合社会の進展 | 6 |
| | 2. 社会 | 会全体の変化が知的創造サイクルに及ぼす影響 | 6 |
| | (1) | 社会全体の変化が著作物等を取り巻く環境に及ぼす影響 | 6 |
| | (2) | 著作物等を取り巻く環境の変化による知的創造サイクルへの影響 | 10 |
| | 3. 社会 | 会の変化への対応にあたっての留意事項 | 11 |
| | (1) | 社会の変化の捉え方について | 11 |
| | (2) | 創作に関わる変化について | 11 |
| | (3) | 利用に関わる変化について | 12 |

| IV. 著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢 | 13 |
|---------------------------------|-------------|
| 1. 著作権を自然権的性格を有するものと捉える考え方 | 14 |
| 2. 著作権を創作のインセンティブを与えるという政策的理由 | に基づく権利であると捉 |
| える考え方 | 14 |
| 3. 著作者人格権のあり方について | 15 |
| V. 社会の変化への対応方針 | 17 |
| 1. 基本的な目標 | 17 |
| 2. 社会の変化により生じる問題とその対応方針 | 17 |
| (1) 市場による解決と法制度による解決の考え方 | 17 |
| (2) 取引コストへの対応方針 | 18 |
| (3) 市場で解決できない場合と許諾権のあり方について | 19 |
| (4) 著作物によって保護水準を変更すべきか否かと変更す | る場合の基準22 |
| (5) 法制度における「利用」の捉え方について | 24 |
| VI. 次世代ネットワーク社会の変化に対応するための具体的方策 | 25 |
| 1. 市場による解決とそれを支援する法制度の整備 | 25 |
| (1) 登録 | 25 |
| (2) 集中管理 | 29 |
| 2. 法制度による許諾権の見直しを伴う方策 | 31 |
| (1) 裁定制度の強化・権利制限の導入等 | 31 |
| (2) 法制度による強制的な登録 | 37 |
| VIII = ± L A | 40 |

1. 調査の目的

インターネットの急速な普及や端末の小型化・モバイル化を背景に、社会のあらゆる場面においてデジタル化された情報が、ネットワークを介在して流通する時代が到来しつつある。これに伴い、従来の著作権法が想定していなかった著作物(以下では、著作物の他、著作隣接権の対象となる実演、レコード、放送及び有線放送を含む場合がある。)の創造・流通・利用・管理形態が広がっているが、これらは従来の著作権法の枠組では十分に対応できない可能性があり、新たな発想で根本から議論することが重要である。このため、関係者を集め、新しい時代に即した著作権制度のあり方について、長期的な視野に立った創造的な検討を行うものである。

本調査研究は、有識者による調査研究会での議論を中心として、次世代ネットワーク時代の著作権の扱いや契約システム等について方向性を示すことを目的とする。なお、本報告書で取り扱う各論点について、必ずしも結論を出すものではなく、調査研究会において検討委員から提示された様々な意見を併記する形としている。

Ⅱ. 調査概要

本調査研究は、有識者計 13 名による研究会方式にて実施された。調査研究会の委員構成、 開催概要、調査全体の流れを下記に示す。

1. 委員構成

本研究会の委員構成は、下記の通りである。

<主査>

前田 哲男 弁護士

<委員>

上野 達弘 立教大学助教授

上原 伸一 朝日放送株式会社東京支社次長兼総務部長

岸原 孝昌 モバイルコンテンツフォーラム事務局長

金 正勲 慶應義塾大学助教授

瀬尾 太一 写真家・有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事

津田 大介 ジャーナリスト

中村 伊知哉 慶應義塾大学教授

中山 一郎 信州大学助教授

野口 祐子 弁護士、国立情報学研究所客員助教授

橋本 太郎 クラビット株式会社代表取締役社長

福井 健策 弁護士

向谷 実 音楽家·株式会社音楽館代表取締役

(以上敬称略、肩書きは平成19年3月現在)

<事務局>

澤 伸恭 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

公共経営·公共政策部 客員研究員

福井 健太郎 公共経営・公共政策部 主任研究員

井筒 憲司 公共経営・公共政策部 研究員

甲野 正道 文化庁 長官官房 著作権課 課長

川瀬 真 著作物流通推進室長

西村 泰雄著作物流通推進室 室長補佐森下 元文著作物流通推進室 管理係長林 美穂子著作物流通推進室 管理係

2. 研究会開催概要

下記に、各回の主な議題を示す。

| | 主な議題 |
|--------------|--------------------------------|
| | ・調査研究の概要について |
| 第1回 | ・委員各位の問題意識について |
| | ・研究会の進め方について |
| # 0 E | ・委員プレゼンテーション |
| 第2回 | ・プレゼンテーション内容に関する議論 |
| # 2 E | ・委員プレゼンテーション |
| 第3回 | ・プレゼンテーション内容に関する議論 |
| # 1 D | ・委員プレゼンテーション |
| 第 4 回 | ・プレゼンテーション内容に関する議論 |
| # F G | ・論点整理について |
| 第 5 回 | ・今後の研究の進め方について |
| | ・前回議論について |
| 第 6 回 | ・論点整理(案)について |
| | ・著作権制度のあり方について |
| 年 7 回 | ・前回議論について |
| 第7回 | ・著作権保護と利用の円滑化に関する論点について |
| # 0 E | ・前回議論について |
| 第8回 | ・著作権保護と利用の円滑化に関する論点について |
| | ・前回議論について |
| 第9回 | ・次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化について |
| | ・報告書骨子(案)について |
| 笠 10 同 | ・報告書骨子(案)について |
| 第 10 回 | ・特にご議論いただきたい事項について |

3. 調査全体の流れ

本調査は、下記の流れに沿って実施された。

(1) 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する論点と提案の抽出

新しい時代における著作権の保護と利用促進のバランスを考慮した著作権制度のあり方に関する論点と提案について各委員にプレゼンテーションを行ってもらい、それをもとに研究会の場で議論を行った。

なお、委員各位には、下記の各事項に留意してもらった上で議論が行われた。

- ※今後の著作権制度のあり方については、現行の法的ルールにとらわれず、あるべき姿を 検討するという前提で議論する。
- ※「著作権制度」については、法制度だけでなく一般の社会システムも含めた広い概念と して捉え、法制度に限定する場合にはその旨言及する。

(2) 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する論点の整理

上記 (1) にて提示された、次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する論点について、下記の各項目に分けて整理し、それぞれの論点について議論を行った。その際、著作権存続期間に関しても論点として挙げられたが、平成 19 年度に文化審議会で特別の小委員会を設けて検討されることになったため、小委員会に議論を譲ることとなった。

- ○著作権保護と利用の円滑化のバランス
- ・著作権保護のあり方
- ・利用の円滑化のあり方
- ・エンドユーザによる利用の捉え方
- ○法制度等の整備のあり方

(3) 著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢の検討

上記(2)の議論を通じて、著作権制度についての基本的考え方等についても検討し、 整理を行った。

(4) 制度上問題になり得る論点についての検討

上記(1)~(3)を踏まえ、制度上問題になり得ると想定される下記の各論点を取り上げ、著作権保護と利用の円滑化の両面から、さらに掘り下げて検討を行った。

- ○登録制度について
- ○許諾権について
- ○強制許諾制度について
- ○集中管理について
- ○許諾推定規定について

(5) 次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化についての検討

次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化について委員にプレゼンテーションを行ってもらい、知的創造サイクルに及ぼす影響、対応方針等について議論を行った。

(6) 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する検討結果の整理

上記 (1) ~ (5) を踏まえ、次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する検討結果を整理し、まとめ方について議論を行った。

Ⅲ. 次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化

次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方を検討する際には、想定される社会の変化を踏まえ、その変化が著作物等を取り巻く環境に与える影響と著作物等の創作・保護・流通サイクル(知的創造サイクル)に及ぼす影響について整理し、そのような社会の変化とそれがもたらす影響をどのように捉え、どう対応していくかを検討することが望ましい。

ここでは、次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化についてなされた議 論を記載する。

1. 社会全体の変化

社会全体の変化については、様々な要素・捉え方があるが、本研究会においては下記のような事項について指摘があった。

(1)技術、市場、社会の変化の加速化

デジタル技術に代表される技術の変化に加え、それを活用する市場や社会も変化している。さらに、近年、そのような変化のスピードも加速している。そのような変化のスピードに政策が大きく遅れることも問題であるが、制度がそれらの変化に先行して間違った制度化に走ることも、社会の発展において重大な阻害要因になってくる点に注意すべきである。従って、政策側にはこれらの技術、市場、社会の変化に対するタイムリーな対応が求められる。

(2)世界のフラット化の進展に伴うグローバル競争環境の変化

インド・中国等の台頭に見られるように、製造業における単純な組立・加工のみならず、 企画・研究開発のような頭脳労働までもが簡単に国際的にアウトソーシングされるように なり、既存の競争優位のメカニズムがもはや成り立たなくなったと言われている。先進国 であっても、新しいもの・考え・アイデアを創造し続けないと競争優位は持続できなくな っている。

(3) 競争優位を維持するための創造性に関する重要性の高まり

上記(2)を背景として、競争優位を維持するために創造性、イノベーションが重視されている。創造性を実践し、創造的プロセスをマネジメントでき、さらにその成果を文化的・経済的価値に転換できる、広い意味での創造人材が、今後の社会の主役として注目されている。

(4) 文化の経済化、経済の文化化の進展

コンテンツ産業は人間の表現活動の産物を商品化し、流通させることで成り立つ産業という意味で、文化を実体経済化した現象と考えることができる。コンテンツ産業の台頭は、今までの文化活動がその経済的価値を高めていることを示す典型的な例であり、文化の経済化が進展しているものと考えられる。

一方、人々の欲求やニーズが多様化し、消費構造・行動も大きく変化してきた。必要性に応じてモノを購入していた時代から、モノが持つ機能や品質に関心が移り、今ではモノを消費することがもつ意味やそこから得られる体験がより重要になってきた。そのように、潜在的にはあらゆる経済的活動において文化的な要素が介在するようになることを、経済の文化化と表現することができる。

このような文化の経済化と経済の文化化が進展している。

(5) 融合社会の進展

学際と言われるように学問分野が融合していく。グローバル化のようにヒト、モノ、カネ、情報の流れが国境を越えていくことで、国家間での融合が見られる。通信と放送の融合に代表されるように今まで相互独立的に発展してきた産業同士が、相互乗り入れなどを通じて融合するようになる。公共と民間の間、情報の送り手と受け手の間、生産者と消費者の間、プロとアマチュアの間の境界が曖昧になり、融合が見られるようになったとの指摘もあった。こうした社会の変化を、融合社会として捉えられると考えられる。

融合社会の進展によって、異質なものが分離・孤立したままではなく相互に作用・融合する中で、新しいものが生み出されるという点に注目すべきである。情報通信分野で言えば、放送と通信が融合することで、今までになかった新しいサービスが生まれるという可能性がある。そこで、異質なものが出会うための交差点があれば、新しい学習やコラボレーションの可能性が生まれ、そこから創造性が発揮される可能性が高いということである。

2. 社会全体の変化が知的創造サイクルに及ぼす影響

上記1. で確認した社会全体の変化に伴って、著作物等を取り巻く環境も変化し、それによって知的創造サイクルに様々な影響をもたらすと考えられる。社会全体の変化が知的創造サイクルに及ぼす影響について提示された意見は、以下の通りである。

(1) 社会全体の変化が著作物等を取り巻く環境に及ぼす影響

社会全体の変化が著作物等を取り巻く環境に及ぼす影響については、主に著作物、創作・ 流通手段、創作者、ユーザ等の量的拡大・多様化と、著作物、創作・流通の形態、手段等 における質的変化に大別できる。

①著作物、創作・流通手段、創作者、ユーザ等の量的拡大・多様化

以下では、著作物、創作・流通手段、創作者、ユーザ等の量的拡大・多様化について、 それぞれ提示された意見を記載する。

a) 著作物の量的拡大・多様化

文化や創造性の重要性の高まりやコンピューターに代表される新たな創作手段の増加に伴い、より多くの著作物が創作されるようになる。また、新たな著作物の創作・流通手段が実現し、メディア、媒体の多様化が進むことによって、それらに適した著作物(メルマガ、ブログ等)が創作されるようになる。このように、著作物の流通量が拡大し、著作物の種類も多様化していく。

この点については、下記のような意見があった。

〇情報の流通量が以前とは比較にならない規模に拡大していることを前提とすべき

新しいメディアや社会環境の変化が幾何級数的に情報の流通量を増やしたことは明らかであり、質の問題はともかく規模の問題としては以前とは比較にならないぐらいに拡大している。その結果、従来はプロのクリエーターと限られた産業のみが対象であった著作権法が、一般の広い層や多様な産業に影響を与える法律に変化してきている。また、一人の人間や会社などが取り扱う著作物の量も著しく増加し、著作物に関するコストもまた増加している。

〇長期間経済的価値を維持する著作物はわずかであり、ユーザの時間が有限であることか ら、競争環境は厳しくなっている

長期間にわたって経済的価値を維持する著作物はわずかであり、ユーザの時間が有限であることから、競争環境全体としては厳しくなっており、ビジネスリスクはかえって高まっている。(一方で、様々な流通手段の出現により、著作物がより長期的に経済的価値を維持できる可能性が高まってきているとの意見もあった。)他方で、ネットワーク化により流通コストやマーケティングのコストが下がるという側面もあるが、実証データがない現状では保護と流通促進のどちらへ軸足を移すべきかについては必ずしも明確でない部分が残る。

b)創作・流通手段の量的拡大・多様化

デジタル化やネットワーク化に代表される技術の発達等によって、楽曲制作ソフト・映像編集ソフトやインターネット配信・ポッドキャスト等のような、著作物の創作や流通のための新しい手段が実現している。さらに、消費者ニーズの変化も踏まえ、新しい技術を活用した新たなメディア、媒体(デジタル放送等)が実現し、著作物の流通手段の多様化が進む。たとえば、ユーザが自己または他人のコンテンツを自由にアップロードできる技術を使ったサービス等も出現している。

c) 創作者、ユーザ等の量的拡大・多様化

文化や創造性の重要性の高まり、創作・流通手段の多様化といった変化を受け、著作物を創作、利用する人々が増える。また、従来はプロ¹のクリエーターしか持ち得なかった創作・流通手段を、その他の人々が利用できる可能性が高まっており、今まで消費者サイドであった一般ユーザが創造と流通の担い手となってくる。

この点については、下記のような意見があった。

〇プレーヤーが増えたことが重要である

規模の問題として、プレーヤーが増えたことが重要である。それがよいか悪いかではなく、今後の著作権制度のあり方を考える上で、法律の対象者が変化しているという意味で、 既にそういう変化があったことを前提にすべき。

○プロのクリエーターになる手段を利用できる可能性が高まっている

プロのクリエーターは増えていないかもしれないが、インターネットによる流通量の拡大、コストの低減などにより、プロのクリエーターになるための手段を持つ層が拡大する、もしくは創造性を発揮できる可能性が高まった。

〇従来のプロのクリエーターが増えたと言えるか疑問である

プロのクリエーターになる手段の利用可能性が高まったことによって、従来のプロのクリエーターが本当に増えたと言えるのか疑問である。

②著作物、創作・流通の形態、手段等における質的変化

以下では、著作物、創作・流通の形態、手段等における質的変化について、それぞれ提示された意見を記載する。

a) 著作物における質的変化

他者との接点が拡大したこと、インターネットを通じて容易に著作物をやり取りできるようになったこと等により、複数の著作者がネットワークを介して 1 つの著作物を共同創作できるようになった。また、デジタル化によって既存の著作物を加工・編集することが容易になり、他者の著作物を取り込んで新たな著作物を創作することも一般的になってきている。

この点については、下記のような意見があった。

〇知のインタラクションの規模拡大に伴いこれまでと質的に異なる集合知が形成された

¹ この点については、そもそもプロ/アマを容易に区別できるかどうか疑問である、プロのみが文化の担い手とは限らない、といった意見もあった。また、アマの創造活動はインターネット以前から頻繁に行われており、公衆への発表手段が限られていただけであるから、クリエイターが増加したかどうかも疑問である旨の意見があった。

他者との接点が拡大したことで、知のインタラクション(相互作用)の機会が増え、今までになかった集合的な知の生産プロセスを通じて、新たな知が生産・共有・利用されるようになった。多数のエンジニアの自発的な参加により Windows に匹敵するような OS を開発した Linux のような例や、インターネットにつながった一般ユーザの貢献により実現したオンラインの百科事典 Wikipedia はその典型的な例である。

〇情報の流通量やプレーヤーの増大が知の創造に貢献するかどうか検証が必要である

情報の流通量拡大や受発信のプレーヤーの増大が知の創造に貢献するかどうか、IT 化、 グローバル化により著作権制度に影響を与えるような質的変化が生じたかどうかといった 点については必ずしも明らかでなく、検証が必要である。

○著作物の性質によって異なるので、区分けが必要である

著作物の質的変化が生じたかどうかは、著作物の性質(複合された権利者を持つ「大きなコンテンツ」、単一の権利者を持つ「小さなコンテンツ」、ネットで個人が流通させるような「極小コンテンツ」等)によって異なるので、区分けする必要がある。(ただし、そのような区分けが徐々になくなっていくとの考えもあった。)

○複数権利者が存在するコンテンツが急速に増加している

上記のような、いわゆる共同制作著作物の増加や、下記に記載されている創作・流通形態の変化に伴い、複数の著作物を取り込んだ著作物の創作が容易になった結果、ひとつのコンテンツに複数の著作権者や著作隣接権者が並存する場合が急増している。

b) 創作・流通の形態、手段等における質的変化

新しく実現された著作物の創作・流通手段の中には、これまでのものとは質的に異なるものが含まれる。まず、知的活動の成果を記録し、他者が著作物の創作のために参照、再利用することがより容易に実現できるようになった。また、著作物流通・管理がデジタル化され、物理的な実体を伴わず著作物が流通するようになったため、流通コストが低減している。

情報の生産者と消費者の相互作用が容易になり、ユーザニーズを早期に把握・活用できるようになったこと等から、新しいビジネスモデルの可能性が拡大している。さらに、エンドユーザが新しい創作・流通手段を活用することで、私的使用の範囲が拡大し、複雑化・高度化している。

この点については、下記のような意見があった。

〇知の伝わる速度・表現できる場が変容し、時間的・物理的距離の制約がなくなった

次世代ネットワーク社会においては、知のインタラクションの規模が短期間で拡大し、 知の伝わる速度・表現できる場が変容する。また、インターネット等のように時間、場所、 相手を問わず接点が提供されるユビキタスな知のインタラクションが実現し、時間的・物 理的距離の制約がなくなる。

○創作/流通/利用が明確に分けられない点について留意すべき。

エンドユーザによる利用は全体に影響を及ぼし、創作・流通と明確に分けられなくなってくる。例えば、ブログの場合、エンドユーザによる私的翻案には創作としての要素があり、これを公表することは流通としての側面を持っている。

〇プロのクリエーターにとっても、新しい創作・流通の取組の可能性が拡大している

従来のプロのクリエーターにとっても、ビジネスモデルを提案するなど可能性が大きく広がっている。mixiなどのSNS²においては、商品化されず、対価が支払われていないかもしれないが、優れた創作物が多くあるかもしれないし、これらが商品化につながる可能性も否定できない。

(2) 著作物等を取り巻く環境の変化による知的創造サイクルへの影響

著作物等を取り巻く環境の変化による知的創造サイクルへの影響については様々な見方があるが、主な事項を集約すると下記の通りである。

①取引コスト3の絶対的な高まり

著作物を利用するために権利者を探し、交渉し、対価を取り決める作業は、その対象となる著作物、創作・流通手段、創作者、ユーザ等の量的な拡大・多様化により負担が大きくなる。これに伴って、そのための費用である取引コストは、社会全体から見て著しく上昇する可能性がある。

②取引コストの相対的な高まり

主に技術の進展によってもたらされる創作・流通の形態、手段等における質的変化により、著作物の流通コストは低下する部分がある。その場合、著作物を利用するための取引コストが従来と同じ水準であったならば、利用者にとっては、取引コストが全体のコストに対して相対的に高く感じられる。

③取引コストの高い著作物(著作者不明、複数権利者等)の増大

著作物、創作者、ユーザ等の量的な拡大・多様化、著作物の質的変化によって、著作権者がわからない著作物、複数の著作者が共同して創作する著作物や二次的・三次的著作物

² Social Networking Serviceの略。ユーザ間の交流を促進し、新たな関係構築の場を提供するサービス。会員制のものが多い。

³ 著作物の利用において発生する費用であり、著作物を探すために必要な「検索費用」、特定された著作物を利用するための契約に必要な「契約費用」、契約済みの著作物利用が契約通りに行われているのかどうかをチェックするための「監視費用」等を指す。ちなみに、本報告書においては、権利者に正当に支払われるべき「著作物の利用料」と、かかる利用料を支払うための上記検索費用・契約費用・監視費用等を区別して議論するため、著作物の対価は取引コストに含まれないものと扱う。

等、高い取引コストを伴う著作物が増大する。これらの著作物は、単に、権利処理の対象が増大しているという点でコストが高くなるだけではなく、全ての権利者が同意しない限りコンテンツが利用できないという点で、その利用確率が著しく低下する問題や、そのような現状を受けて市場における妥当な価格よりも高い価格でしか交渉に応じない権利者の出現とそれによる共有物の過少利用が生じる(いわゆるアンチ・コモンズの悲劇)という問題が指摘されている。

3. 社会の変化への対応にあたっての留意事項

1. \sim 2. で示した社会の変化とそれが知的創造サイクルに及ぼす影響に対応した著作権制度のあり方を検討するにあたっての留意事項については、下記のような意見があった。

(1) 社会の変化の捉え方について

社会の変化の捉え方については、下記のような意見があった。

○どのような変化が生じるかは明確でないため広義に解釈すべき

次世代ネットワーク社会のあるべき姿の必然性についての根拠は曖昧である。次世代ネットワーク社会の定義は広義に解釈した上で、どう対処していくべきかを検討すべき。

〇ある程度予測可能な大枠の変化を踏まえて対応すべき

細かくあるべき姿を想定するのではなく、ある程度予想できそうな大枠の変化のみ、必然とすればよい。文化や著作物等に関する環境変化には良い面と悪い面とがあるが、今後の社会がどのようになるかはある程度予測可能であり、著作権者、流通事業者はそれを踏まえて対応すべき。

(2) 創作に関わる変化について

創作に関わる変化については、下記のような意見があった。

○社会が変化しても変わらない創作の本質にも留意すべき

次世代ネットワーク社会のあり方は可能性であって必然ではない。特に創作のあり方が必ず変わってしまうと考えるべきでない。むしろ、創作の本質は(少なくとも優れた創作物が生み出される土壌は)古典の時代から現代にいたるまで大きく変わってはいないとの意見は少なくないはずである。目先の変化だけでなく、そうした優れた創作物の生み出されるメカニズムを知り、大事にしなければならない。

〇著作物の利用者による創作も重視すべき

「知的創造サイクル」は権利保護のあり方に限らず、利用の円滑化にも関わってくる。 次世代ネットワーク社会において、著作物の利用がある程度自由になり、新たなクリエー ションが出てくることも、大きい意味では「知的創造サイクル」の1つである。

○創作技術、流通する作品の品質等に与える悪影響にも目を向けるべき

知的創造サイクルのあり方を次世代ネットワーク社会のあるべき姿に合わせて誘導することは間違いである。特定の形態(手軽につくれる作品、ネット上で共同創作できる作品、大量に自動生成される作品等)を絶対視せず、創作技術、流通する作品の品質(楽曲の音質等)等に与える悪影響にも目を向けるべきである。

(3) 利用に関わる変化について

利用に関わる変化については、下記のような意見があった。

〇ユーザの大部分の要望が理に適っていれば食い止めるべきでない

コンテンツ産業を消費スタイルの面から見たときにユーザの大部分の要望(1曲単位で楽しみたい等)がクリエーターの意図(アルバム単位で楽しんでもらいたい等)と食い違うことがある。その消費スタイルがユーザニーズに合致しているのならば、市場は必然的にその方向へ流れていく。クリエーター側がユーザに対して固定した消費スタイルで楽しんでもらいたい場合は、提供方法・チャネルを工夫することで対応可能。一方の当事者にとって悪い点が多いからといって市場の必然的な流れを食い止めるより、ユーザニーズや市場原理に任せた方が産業全体にとっての最適化は進む。

〇利用の選択肢が増えることはユーザのメリットである

選択肢が増えることはユーザの立場に立つとよいことである。自分の気に入った作品に、 あらゆる局面で接することができることが、次世代ネットワーク社会のテーマである。

〇商業利用における利用形態の多様化については商品性の問題と捉えるべき

商業利用において様々な利用形態が出てくることは、多様な商品を選択できること(価格、音質、保存性に優れているか否か、ジャケットのある CD という商品、また、手軽に利用でき、アクセス性の高い着メロ、着うたという商品等)と捉えることができる。

IV. 著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢

以下では、次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方を検討する上で、著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢についてなされた議論を整理した。

著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢を検討するにあたって、まず、著作権制度の根 幹の一つである財産権の基本的考え方について、歴史的な経緯において以下の2つの潮流 があることを確認した。

なお、著作権法上、著作権とは、著作者の権利のうち、財産的利益を保護する複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権などの支分権を総称する用語であり(著作権法17条1項)、著作者の人格的利益を保護する著作者人格権を含まない概念である。もっとも、日常用語としては、著作権とは、著作者人格権を含む「著作者の権利」を指すこともあるため、本報告書においても、そのような意味で用いることもある。ただし、IVの記述においては、著作者の権利のうち財産的利益を保護する「著作権」と人格的利益を保護する「著作者人格権」とを対比させる必要もあることから、「著作権」「著作者人格権」及び「著作者の権利」の各用語を、著作権法に従って用いることとする。

- < 1 > 著作権というものは、有体物を客体とする所有権と同様に、自然権に近い性格を 有するものと捉える考え方。
- < 2 > 著作権は、本来は公共財としての性格を有する情報を客体とすることから、創作のインセンティブを与えるという政策的理由に基づく権利であると捉える考え方。

著作者の権利の保護には、人格権(精神的要素)と財産権(経済的要素)の両面があるが、いずれについても保護が必要であるという点で認識は同様であった。しかしながら、次世代ネットワーク社会において新しいかたちの流通・利用が実現し、著作物の改変や複製等の利用が容易に行われることから、現行の保護水準を弱めることに反対する考え方、多様な利用が可能になったことを背景として、保護と利用のバランスや社会全体の利益の観点から柔軟に検討しようという考え方等、人格権と財産権に関する比重の置き方、優先順位、現状認識、バランスの図り方等については様々な意見があった。

以下では、それぞれの意見を下記3つに大別して記載する。

- (1) 著作権を自然権的な性格を有するものと捉える考え方
- (2) 著作権を創作のインセンティブを与えるという政策的理由に基づく権利であると捉 える考え方
- (3) 人格権のあり方について

1. 著作権を自然権的性格を有するものと捉える考え方

著作権を自然権的性格を有するものと捉える考え方としては、著作物は著作者の人格の 投影であり、著作権と著作者人格権とは深く結びついているから、著作権の保護において も、著作者の精神的要素との結びつきを指摘する以下のような意見があった。

○著作物の創作を維持するために著作者の精神的要素を重視すべき

文化振興の観点から、多くの優れた著作物が創作されるためには、創作者の精神的要素、 権利保護を軽視してはいけない。

○精神的要素に関わる問題は経済原則で対応できない

創作に関わる精神的要素に関わる問題は経済原則だけで解決できないため、著作者の特性(最初から利益等の経済原則が創作に関与してくることを嫌う、鑑賞者や利用者には理解できなくとも作者にしてみれば改変等を許容しがたい部分がある等)を十分に理解した上で精神性を保護すべき。

○著作物は創作段階で保護すべきであり、インセンティブ論4に優先する

著作物は創作段階で保護すべきであり、それが文化の展開につながっている。インセンティブ論は著作物の保護を行った上で産業政策等とのバランスを取る中ではじめて出てくる考え方である。

○利用者の意識に問題があるため著作者に対する尊敬と配慮が必要となる

著作物を単なる商品として扱う利用者の意識には問題があり、著作者への尊敬と配慮が必要となる。

2. 著作権を創作のインセンティブを与えるという政策的理由に基づく権利であると捉える考え方

著作権を創作のインセンティブを与えるという政策的理由に基づく権利であると捉える 考え方としては、以下のような意見があった。

〇財産権の制度設計を検討する上ではインセンティブ論で考えるべき

著作物には本来多くの人が同時に楽しめるという特徴(消費の非競合性)があることから、これを逼く利用できるようにし、著作権の保護は著作者にとっての創作のインセンティブを生み出すのに十分な程度の水準にとどめることが社会全体の便益を最大化する。

財産権の制度設計を検討する上ではインセンティブ論で考えるべきであり、人格的利益の保護の視点を財産権の議論に持ち込む必要はない。このように考えたとしても、著作権を許諾権として維持すれば、許諾に関する権利者の判断の中において人格的利益は事実上

⁴権利保護は著作者にとって創作のインセンティブを生み出すのに十分な程度の水準にとどめるべきとする考え方。

保護されるし、逆に許諾権を維持しない場合でも、著作者人格権あるいは民法による保護 は別に存在するので、人格的利益が全く保護されなくなるわけではない。

○創作者が本来得るべき利益を得られる仕組とすべき

創作者は新しい流通・利用システムをより切実に求めており、創作者が本来得るべき(経済的)利益を得られる仕組とすべき。

〇権利保護と流通促進は対立しない

最終的には流通サイクルの拡大が全体の利益になる(流通促進により作品が有名になる ことで創作者にメリットがある、利用が促進されればその分対価が得られる等)ので、権 利保護と流通促進は必ずしも対立しないことに留意すべき。

〇インセンティブ論で考える場合でも人格権の尊重は当然でありその保護のあり方を議論 する必要はない

利用の円滑化を図ると言っても、著作者人格権を一定限度で尊重することに異論はなく、 人格権の保護のあり方について議論する必要はない。人格的利益の保護を著作者人格権あ るいは民法による保護に委ねることとすれば、人格的利益を保護するために許諾権を維持 する必要はない。

〇権利保護は利用との関係で検討すべき

権利保護と利用促進を切り分けることは難しく、権利保護はすべて利用との関係で検討されるべきである。すなわち、利用がどのように起こるのか、その際にどのように権利者が保護されるのか、と考えるのが権利保護であり、利用の形態を切り離した権利保護を論ずることは現実的ではない。

〇利用者の意向を踏まえて著作権保護・利用の円滑化のあり方を検討すべき

権利者および流通事業者の意向だけでなく、利用者の意向を踏まえて、著作権保護、利用の円滑化のあり方を検討すべき。

〇権利保護による創造促進と知の共有による創造促進のバランスを図るべき

権利保護による創造促進と、知のインタラクションによる創造促進のバランスを図ることが、著作権制度を検討する上での根本的問題である。

○権利者と利用者相互の歩み寄りが必要である

権利者と利用者との間の隔たりが大きくならないよう、互いに歩み寄りが必要である。 権利者においても、技術的な状況、文化、社会の流れ等を理解する必要がある。

3. 著作者人格権のあり方について

著作者人格権のあり方については、以下のような意見があった。

○実務上でも著作者人格権の保護が担保されるような仕組とすべき

契約上の著作者人格権の不行使特約により、業界によっては、著作者人格権を十分に行使できていない場合がある。また、著作権を管理事業者に委託することにより、事実上、著作者人格権を尊重しない利用を認めることになっている。実務上でも著作者人格権の保護が担保され、著作者の意向を取り入れることのできる仕組とすべき。

〇同一性保持権の保護範囲が広過ぎるため、行使できる範囲を限定すべき

同一性保持権の保護範囲が広過ぎるため、同一性保持権を不行使してもらわなければ契約を締結することができず著作物の円滑な利用を妨げてしまうため、結果として、実質的に行使できないという場合がある。人格権を行使できる範囲を、名誉・声望を害するような客観的にも不当な利用のされ方等に限定すれば、譲渡契約において著作者人格権を行使しない特約を定める必要はなくなり、実質的に同一性保持権が確保される可能性が高まる。

〇同一性保持権については、利用者、権利者ともに不満を抱えている

同一性保持権については、利用者にとっては流通を阻害する場合がある一方、権利者に とっては行使しきれていない場合があり、いずれも不満を抱えている。

〇著作者やジャンルによって同一性の定義、保護の必要な範囲が異なる

著作者やジャンルによって、同一性についての考え方、保護を必要とする範囲が異なる。

V. 社会の変化への対応方針

Ⅲ.で検討したように、次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化は、著作物等を取り巻く環境や知的創造サイクルに一定の影響を及ぼし、従来の著作権制度では対応困難な問題が生じつつある。このような問題に対応するため、我が国が著作権制度で目指すべき目標を明らかにした上で、社会の変化により生じる問題への対応方針についてなされた議論を示す。

1. 基本的な目標

Ⅲ. で検討した次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化を踏まえ、「著作物等の創作・保護・流通のサイクル (知的創造サイクル) を活性化すること」が、我が国の著作権制度の基本的目標 (少なくとも目標の重要な一つ) であるとの意見で一致した。

また、検討にあたって前提となる以下の事項については、ある程度意見が一致した。

- ・著作者の保護は、人格権(精神的要素)及び財産権(経済的要素)の双方に必要である。
- ・新しいネット社会に応じた流通しやすいシステムを求める。

2. 社会の変化により生じる問題とその対応方針

上記1. で示した一致点を前提とした上で、社会の変化や目指すべき目標を踏まえ、権利保護と利用の円滑化のバランスをどう図るかという観点から様々な具体的問題への対応方針について議論が交わされた。

(1) 市場による解決と法制度による解決の考え方

具体的問題への対応にあたり、市場による解決策と法制度による解決策のそれぞれの講じ方について、下記の認識を前提とすることで意見が一致した。

- ・市場で解決できる問題については法制度が介入しない。
- ・一方で、市場による解決は万能ではなく、市場で解決できない問題に対しては、法制度での対応も検討する必要がある。

その上で、各種の問題について市場で解決できるかどうか、市場で解決できないのはどのようなケースか、解決するためにどのような手段があるかといった点についても議論がなされた。

また、次世代ネットワーク社会における社会の変化に対応するため、法制度の根幹の見直しが必要となるかどうかについても議論がなされ、下記のような対立する意見があった。

○法制度の根幹を維持すべき

文化の裾野を守っていくため、現行著作権法のベースとなる排他的許諾権を維持すべき。

著作権法の根幹を見直す必要はなく、今後予測される社会の変化を踏まえた利用の円滑化の方法を検討すべきである。

○法制度の根幹の見直しも検討すべき

環境変化や著作物の形態、利用方法等の多様化を考慮し、法制度を現実社会の実態に合わせたものに変えることを基本目標とすべき。

(2)取引コストへの対応方針

Ⅲ. 2. (2) に示した通り、次世代ネットワーク社会において想定される様々な社会全体の変化のうち、著作物等を取り巻く環境の変化による知的創造サイクルへの影響として、絶対的・相対的に取引コストが高まることが大きく取り上げられ、その対応について多くの議論があった。取引コスト自体は低い方がよいとしても、そのための対応がどのくらい必要か、他の要素との優先度合いをどう捉えるか等については、様々な考え方があった。

以下では、取引コストへの対応方針について挙げられた意見を整理する。

○社会厚生的に、また市場経済の原則として取引コストを下げることが望ましい

著作物を財としての機能から見れば、十分な創作インセンティブが確保される範囲で、 流通コストをゼロに近付けることが望ましい。取引コストが極めて高く実質的に利用許諾 がされないことを避ける必要もある。検索費用、交渉コストを含む取引コストは、市場経 済の原則からすると低いほどよく、それが結果的には社会の福祉の増大をもたらす。

○取引コストが相対的にあるいは絶対的に現状よりも高くなっている現状を受け、流通促進のためには改善が必要

ネットワークや IT 技術が流通・利用を促進する方向へ進展するほど、対象とする利用者の層が広くなり、物理的・経済的なコストの高さが利用ニーズの拡大に合わなくなる。ユーザ、クリエーターの増加、コンテンツのマルチユースによる流通メディアの多様化といった環境変化を踏まえると、無方式で許諾権が付与されると、社会全体から見て著作物を利用するコストが著しく上昇する。そのため、これらのコストの上昇に対処する方策を考える必要が高まっている。

○文化の流通・共有を促進するために取引コストを下げるべき

取引コストを下げることは目的ではなく、取引コストを下げることで、財の流通と同様に文化の流通・共有を促進することが目標である。そのことが、結果として、文化の発展につながる。

○文化振興を目的とする著作権法は市場経済の論理とは対立する部分がある

著作権法は文化振興を目的とした法であり、市場経済の論理(流通のコストは低いほどよい)とは対立する部分がある。著作権法の外側に流通のための仕組を考えるべきである。

○著作権法制度として取引コストの低減を大前提にすることが疑問である

著作物の創造を維持するためには保護の根本を崩してはならず、法制度として取引コストの低減を大前提にすることには疑問がある。(市場経済の原則として望ましいことには 異論ない。)

〇最低限の取引コストがかかることは当然である

取引コストを下げる努力(あらかじめ二次利用、三次利用の許諾を得ておく、ロイヤリティの水準を取り決めておく等)は既にある程度なされており、あらかじめ取り決めのない利用方法について許諾を得る場合等は一定以上の取引コストがかかることは当然である。

○創作者の精神性は市場経済の論理から外れる場合でも尊重すべき

創作者の精神性は市場経済の論理から外れる場合もあるが、尊重すべきであり、流通させない自由も残すべき。

○利用者が増えても負担すべきコストを下げる理由にはならない

利用者が増えたからといって利用者が負担すべきコストを下げなければならないということにはならない。

○取引コストに見合う市場がないことが問題なのではないか

利用が膨大なモバイルや PC のケースを除いて、取引コストが大きな問題となるかどうか 疑問である。負担するコストに見合う市場がないことが問題なのではないか。(例えば、 放送番組の DVD 化は事後的に交渉する場合が多く、DVD の特典コンテンツについても近 年では別途制作する場合が多い。こうしたコストをかけても多くの放送番組が市場に提供 されている現実がある。)ただし、取引コストが高いために市場が成立しないという面も あり、どちらの問題が先かは明らかでないとの意見もあった。

〇取引コストが高い場合は著作物を利用できないという前提で、原点に戻って検討すべき

取引コストが高い場合や、権利関係が明らかでなく、権利(者)を確定できない過去作品等の場合については、著作物を利用できないという前提で、市場で解決することは不可能であるから、著作権制度の原点に戻って検討すべき。

(3) 市場で解決できない場合と許諾権のあり方について

前述の通り、市場で解決できない問題がある場合には法制度での対応を検討する必要があることについては意見の一致があったが、政策が関与すべき場合や度合いについては様々な意見があった。法制度による対応としては、許諾権の見直しについて多くの議論があった。

その結果、市場では解決できない場合とその場合の許諾権のあり方について、以下のような整理がなされた。(なお、市場による解決の具体的方策及び法制度による対応の具体的方策については、VI章を参照のこと。)

- 著作権制度は許諾権を基本とした制度だが、社会の変化に対応し、著作物の流通を 推進するためには、一定の場合、(現状の在り方も含め)許諾権を尊重しつつもそ の行使を制限しなければならないこともあり得る。
- 著作物の流通を推進するため、許諾権のあり方の見直しを行うかどうか判断を要する場合については、立場の違いにより様々な意見がある。出された意見を整理すると、次のとおりである。

<許諾権の見直しを行うかどうか判断を要する場合の類型>

- ①公益性が高い場合
- ②取引コストが特に高い場合
 - a) 権利者不明の場合
 - b) 複数権利者の場合(共同著作物⁵、二次的著作物⁶、複数の著作物を複合的に組 み合わせた著作物)
- ③技術の変化によりこれまで想定されていなかった場面で権利処理が必要となる場合
- ④権利者にとって利用を禁止するメリットが小さい場合

以下では、上記の許諾権の見直しを行うかどうか判断を要する場合の類型ごとに、なされた議論の内容を示す。

①公益性が高い場合に見直しを検討すべきとする意見

公益性が高い場合については、下記の意見があった。

〇許諾権を見直す場合でも対価が支払われる方法も検討すべき

公的要請が高いものの、権利制限規定とすることで対価が支払われず利用が自由となっては問題がある場合、許諾権を報酬請求権へ変更する方法や、権利制限規定に補償金等の対価を組み合わせる方法も検討すべき。

○社会的必要性、文化的弱者への配慮等の観点から重要

社会的必要性、文化的弱者への配慮等の観点から、権利制限の規定が重要となる場合があり、このような公益性の高い利用については、著作権者の許諾を必要とせず、権利制限

⁵2 人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないもの。

⁶著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、または脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物。

規定等で対処すべき。

②取引コストが特に高い場合に見直しを検討すべきとする意見

取引コストが特に高いと考えられる権利者不明、複数権利者の場合に見直しを検討すべきとする意見について、以下に記載する。

a) 権利者不明の場合の理由

権利者不明の場合の理由としては、下記の意見があった。

〇権利者がわかっているケースと比べてとりわけ取引コストが高くなってしまう

権利者の表示がない、権利者の所在がわからないためにどこで許諾を取ればよいかわからない等のケースでは、権利者との交渉の場を持つためにかなりコストがかかってしまい、場合によっては、権利者との交渉にたどり着くことすらできず、市場による解決が極めて困難または不可能であるため、許諾権の見直しを検討すべき。

○取引コストを下げるための集中管理等の方策の対象となり得ない

集中管理は権利者が存在し登録することが前提となって成り立つシステムであり、権利者がわからない著作物については集中管理の対象とならないため、市場だけでは解決できず、許諾権の見直しによる補完が必要となる。

b)複数権利者の場合の理由

複数権利者の場合に許諾権の見直しを検討すべき理由としては、下記の意見があった。

○複数の権利者が存在する作品の二次利用を促進する上で政策的手段の効果が大きい

映画・放送コンテンツのように複数の著作物が 1 つの作品に含まれている場合や、複数 の権利者がひとつのコンテンツに共存している場合、権利者に同意する意思があっても取 引コストがかかり過ぎる、一部の権利者が許諾しないため、市場ではコンテンツの利用の ための手段が成立しない (いわゆるアンチ・コモンズの悲劇) といった利用上の問題が生じ得る。このような著作物の二次利用を促進する上で、政策的手段の効果が大きい。

〇政策手段を講じることで流通手段等の変化に対応して流通促進が可能となる

視聴覚著作物等は、流通方法やメディア環境の変化により、コンテンツと流通メディアの組合せが多様になったが、既存の組合せ以外の場合には複数の権利者の許諾を得なければならず、劇場用映画以外は従来の低い取引コストの優位性を活かせていない。政策手段を講じることでこの問題に対応すべき。

③技術の変化によりこれまで想定されていなかった場面で権利処理が必要となる場合に見 直しを検討すべきとする意見

技術の変化によりこれまで想定されていなかった場面で権利処理が必要となる場合については、下記の意見があった。

〇大量に情報が生成される時代に情報流通の円滑化のため著作物利用の自由を原則とすべき

大量に情報が生成される時代においては、著作物利用の自由を原則とし、権利者の権利 保護を例外とした方が、情報の流通がスムーズになる。

④権利者にとって利用を禁止するメリットが小さい場合等

権利者にとって利用を禁止するメリットが小さい場合については、下記のような意見が あった。

〇権利者にとって利用を禁止するメリットが小さい場合には許諾権がない方が流通がうま くいく

サムネール⁷的な軽微利用や背景的な写りこみのように、権利者にとって利用を禁止するメリットがあまりない(利用が行われたとしても著作権者の利益を害さない)場合にも、法論理上は許諾権があるようにも見えることから、実務においてはしばしば混乱する場合がある。このような場合には、許諾権も報酬請求権も付与されない方が、流通がうまくいくため、その旨を法律上明確にすることが望ましい。

(4) 著作物によって保護水準を変更すべきか否かと変更する場合の基準

市場で解決できない問題に対応するため法制度を見直すとした場合に、著作物によって保護水準を変更することの是非、その可能性について検討した結果、提示された意見を以下に示す。

①著作物によって保護水準を変更すべきか否か

著作物によって保護水準を変更すべきか否かについては、下記のような意見があった。

〇保護水準は一定であるべき

例えば、著作権存続期間は、技術的・機能的著作物も芸術性の高い著作物も同一であり、 利用との関係で決めることは難しい。創作された時点で一律に決まっていなければならない。

インセンティブ論で保護期間を考えると、著作物の種類によって適切な期間が異なるの

⁷WEBサイト等で多数の画像を一覧表示する、見本として表示する等の目的で、もとの大きさより縮小して表示される画像。

で、それぞれの著作物を審査する必要が出てくる。割り切って保護の水準を一律にすることも1つの方法である。

〇既存の解釈の明文化により対応すべき

解釈論で著作物の性質や創作目的等により保護範囲(自由利用が認められる範囲、同一性保持権のやむを得ないとされる利用の範囲等)が変わる場合があり、これを明文化することによって、目的に応じたきめ細かな制度をつくっていくという方法もあり得る。

〇保護の水準を変える必要のあるものは著作権法による保護の対象から外してはどうか

保護の水準を変える必要のあるものについて、著作権法で著作物と認めることが適当かどうかという観点から、現行の著作権法になじまないものは保護の対象から外し、著作権法ではなく他の制度で保護することを検討すべき(プログラムが特許法で保護される等)。それで不十分であれば、また新たな保護のあり方を検討する方法もある。

②著作物によって異なる保護水準を検討する場合の基準

著作物によって異なる保護水準を検討する場合の基準については、下記のような意見が あった。

〇著作権者自らの意思表示に基づくべき

著作物の性質や種類等は客観的に分類できない可能性があるので、著作者自らの意思表示に基づくべき。

○登録の有無によって検討すべき

権利者の意識向上が求められているので、登録の有無(利用の可否、利用条件、利用範囲等が示されているかどうか)によって保護の水準を変えるという考え方はあってもよい。

〇商業目的かどうかで著作物を分類する場合、権利者のニーズも踏まえるべき

著作物の創作目的が商業目的かどうかで保護の水準を分類するとしたら、配信事業者や エンドユーザだけでなく権利者のニーズも踏まえ、権利者が適切に権利行使できるような 仕組とすべきである。

〇利用目的によって分類するという考え方はある

保護水準は最終的には利用段階で許諾が必要かどうかで問題となるため、利用目的が商業利用かどうかで分類するという考え方はある。

○創作目的が商業利用かどうかで分類することは難しい

創作目的が商業利用か非商業利用かで分類することは難しく、その意味があるか疑問である。当初は非商業利用を目的として創作したとしても、後になって商業利用を望むケースも想定される。

○著作物の性質による分類であれば議論の余地はある

芸術的、機能的・技術的といった(性質による)著作物の分類であれば、議論の余地は ある。たとえば、ソフトウェアは性質として機能的・技術的だといえる。

○著作物の種類による分類は難しい

著作物の種類による分類は難しく、争いが生じるとの反論がある。

〇保護水準を経済的価値に応じて変更する制度設計も可能である

一方、一定期間以上は登録等を要求したり更新制度を導入することで、それぞれの著作物の価値に応じて保護水準を事実上切り替えることが可能であるとの考え方もある。

(5) 法制度における「利用」の捉え方について

「エンドユーザによる利用」という行為は、私的利用の範囲内において現行著作権法で 認められているが、社会の変化に対応する観点から、法制度における利用の捉え方につい ても議論がなされ、以下のような意見があった。

○利用の複雑化・高度化への対処方法の見直しを図るべき

デジタル化により私的使用の範囲が拡大し、従来の著作権法が想定する範囲を超え、複雑化・高度化した利用の概念がないため様々な問題に影響を及ぼし、社会を変えている面がある(例えば、他人の著作物に私的翻案を加えたものがインターネットを通じて流通してしまう。)。そのため、多様化する利用に対する対処方法の見直しが必要である。

○利用段階での保護が可能となるためアクセス権という考え方が必要である

次世代ネットワーク社会では DRM (デジタル著作権管理) によってユーザのアクセスの 把握が可能となり、「利用」の段階での保護が可能となるため、「アクセス権」という考 え方が必要である。

ただし、ビジネスモデルで実現しているとは言え、(情報へのアクセス自体を規制できるというだけで、)それを直ちに権利にするかどうかは別の問題であり、アクセスが人間の知る権利に直結していることも受けて、慎重に議論すべき。

VI. 次世代ネットワーク社会の変化に対応するための具体的方策

V. で整理した社会の変化への対応方針に基づき、次世代ネットワーク社会の変化に対応するための具体的方策の例とその課題について議論がなされた。また、各方策を検討すべき理由や基本的考え方についてはV. にて整理しているが、その他にも個別の方策ごとに特に言及されるものがあった。

以下では、次世代ネットワーク社会の変化に対応するための具体的方策を下記 2 点に大 別して、それぞれの方策を検討すべき理由、具体的方策の例、課題等について記載する。

- 1. 市場による解決とそれを支援する法制度の整備
- 2. 法制度による許諾権の見直しを伴う方策

1. 市場による解決とそれを支援する法制度の整備

市場による解決とそれを支援する法制度の整備としては、法的な制限をしない市場による解決と、そのような任意のシステムを支援する法制度の整備を想定した方策があり、主に任意の登録制度と、任意の集中管理の仕組に分けられる。

<市場による解決>

○ 個々の権利者が個別の利用者に利用の許諾をする個別許諾と権利の集中管理の推進 等、特に商用利用の場面で法的な制限をせず、市場による解決を図る方策である。

<市場による解決を支援する法制度の整備>

- 必要に応じ、任意のシステムを支援する法制度を整える必要がある。例えば、登録制度の導入による権利者所在情報等の明確化、管理事業法等の権利の集中管理に係る制度の一層の整備等が考えられる。
- なお、こうした任意の許諾システムの中で一定のビジネスモデルの構築が行われ、 その中で許諾されないものが生じたり、許諾の時期が決定されたり、利用形態に見 合う使用料額が決められたりすることは当然のことである。

(1) 登録

市場による解決とそれを支援する法制度の整備に基づく方策としては、任意の登録制度が挙げられる。以下では、任意の登録制度について、検討すべき理由、具体的方策の例、課題を以下に示す。

①登録の方策を検討すべき理由

V. で整理した社会の変化により生じる問題への対応方針に加え、市場による解決とそれを支援する法制度の整備に基づく登録の方策を検討すべき理由として、以下については

概ね意見がまとまった。

O取引コストを下げ、効率的に許諾を得られるようにするため

流通コストが下がっている場合であっても取引コストが高いままなので、権利者の所在 を明らかにし、効率的に許諾を得るための登録制度の仕組が必要となる。

その他、以下のような意見もあった。

〇権利者による意思表示が可能となり、また必要になるため

デジタル時代には、流通の仕方まで含めて創作者による意思表示が可能となり、また必要になる。権利者が自ら創作した著作物の流通について意思表示し、管理していく制度として考えていくべき。

〇利用者も権利者も納得のいくかたちで著作物が利用されるようにするため

利用者も権利者も納得のいくかたちで著作物が利用されるよう、一つ一つのコンテンツの許諾の有無・範囲等を明確にし、使用料が正確に分配される著作物流通の仕組を実現すべき。

〇個別許諾による著作物流通を促進するため

権利者がボランタリー 8 に意思表示できるシステムにより、権利者と利用者が1対1で契約を結ぶような、個別許諾によるコンテンツの流通を促進するため。

○複数の配信事業者による著作物管理の非効率性を解消するため

現状、複数の事業者が著作物の ID 化を個別に重複して行っているため、無駄が生じている。無駄を省くためにも、権利者側が著作物を登録して、コンテンツ毎に統一されたユニークな ID を付与すべきである。

②具体的な方策

具体的な方策としては、法制度によらないボランタリーな仕組については、下記が適切であるとの意見が多かった。

〇無方式主義を維持しつつ、流通促進等を求める権利者のみが任意で登録する(法制度でない)仕組とすべき

無方式主義を維持しつつ、流通促進、知名度、より多くの収入等を求める権利者のみが 任意で登録できる、法制度でない仕組を設ける。

また、以下のような意見もあった。

〇権利者が許諾範囲等を設定し、そのルールに則って管理団体等が著作物を管理し、使用

⁸ ここでは、強制的でなく、任意で、といった意味で用いている。

料の徴収・権利者への支払いを行う仕組とすべき

権利者が許諾範囲・流通の内容(利用形態、使用料、著作物のランク付けによる使い方の表示等)を決め、管理団体等の第3者がそのルールに則って著作物管理を代理し、権利者に使用料を戻すシステムを創設する。

〇過去に定めた利用条件等を変更できる仕組を検討すべき

著作者の意思により、過去に定めた利用条件や使用料の水準等を変更できる仕組を検討すべき。

今後利用条件を緩めた方がよいか、権利を狭めた方がよいかといった点を、それぞれの メリット・デメリット、マーケットの趨勢をもとに権利者側が判断できるようにすべき。

法制度によるボランタリーな仕組⁹としては、以下のような意見があった。

○商業的利用を目的とし、登録された著作物に許諾権でなく報酬請求権を与え、それ以外 の著作物については現行通りとする

登録された商用著作物については流通促進のために必ず許諾を出す(権利者には許諾権ではなく報酬請求権を与える)ことを前提とし、流通促進を図る。商業的利用を目的としていない著作物、登録が難しい著作物については、現行通り。

○著作権を相続する場合に登録を課す仕組とすべき

著作権を相続する場合に権利行使の要件として登録を課すという制度であれば、権利者 不明となる事態を回避でき、法制度による仕組として検討できるのではないか。

○著作権が登録された場合に一定の法的保護を与える仕組

登録制度の構築自体に大きなコストがかかり、実際には市場での登録制度の整備はあまり進んでいないことを受け、登録のインセンティブを高めるために、登録された場合に一定の法的保護のメリットを与える仕組も考えられる。登録のハードル(登録料の負担、権利の証明義務等)を下げるか、十分なメリット(訴訟の前提とする、損害賠償額を増額する等)のある仕組とすべき。

ただし、登録に伴って保護期間を著作者の死後 50 年間から 70 年間に延長する等のメリットを与える方法については、登録インセンティブとして適切でないとの意見もあった。 現実には権利意識の強い権利者に偏って著作権保護期間が延びる恐れがあり、それが社会 全体にとって利益となるかは疑問である。

③各方策の課題

市場による解決とそれを支援する法制度の整備に基づく登録の各方策の課題としては、

⁹登録がない場合には許諾権が付与される(無方式主義が維持される)点で、許諾権の発生要件として登録を課す後述2. (2)の法制度による強制的な登録(方式主義)とは異なる。また、法制度による解決ではなく、市場による解決を支援するための法制度という位置付けである。

登録を任意とする法制度によらない方策とした場合、以下のような課題が挙げられた。

○利用者にとっては登録されていない著作物の扱いが問題となる

原則権利保護とし、登録された著作物に対しては異なる保護を与える方式とした場合、 財産的に報酬・経済的メリットを請求する部分については登録をボランタリーでなく必須 としなければ、結局、許諾を得たり報酬を分配したりすることができず、携帯音楽配信事 業者のように大量に著作物を使用する利用者としては問題である。登録されていない著作 物については、市場でのボランタリーな解決が非常に困難であることを前提とした権利内 容にすることも検討すべきである。

〇権利者の意識に乖離が生じる可能性がある

登録がボランタリーな場合、登録制度の利用に積極的な権利者とそうでない権利者に分かれ、ダブルスタンダード(二重の基準)が起きてしまうことが問題となる。意識を共有できるかどうか、一般社会的に認知されるかどうかが重要である。

また、権利者が意思表示を行う仕組については、以下のような課題も指摘された。

〇権利者が多様な意思表示を行う仕組の場合、利用者にとっての取引コストは上がる

著作物の許諾範囲を細かく選べるようになると、多くの権利者が現実にそのような意思 表示を行うのかという問題のほか、管理の手間が飛躍的に増える恐れがあり、かつ利用者 にとってはそれらを個別に確認しなければならなくなり、取引コストは上がる。

〇権利者が許諾範囲等を設定する仕組の場合、ライセンスの標準化が大きな論点となる

権利者による許諾範囲等に関する意思表示を実現する場合、二次的著作物の利用等も視野に入れた場合には、ライセンスの標準化またはライセンスの相互互換性が大きな論点となる。(フリーソフトウェアにおいては、事前にライセンスが付いているため個別に許諾を取らなくてよいが、200種類ものライセンスが存在し、異なる条件のライセンスが付いたソフトウェアは混ぜられない場合があるという問題が浮上している。)

法制度によるボランタリーな仕組の課題については、以下のような意見があった。

○登録制度をつくり、維持するコスト、社会的な政策目標との兼ね合いを検討すべき

現状の登録制度で最も重要なのは譲渡に係る登録(対抗要件を具備するため)であるが、 実態としては著作権を譲渡されても登録しないケースが多い等、登録制度をつくり、維持 するコストは大きい。ただし、社会的な政策目標があるならば、十分なコストをかけて導 入するという判断があってもよい。

○著作物利用全体の裾野を広げていけるようなスキームでなければ成立しない

商業的利用に対応する著作物等は全体のごくわずかであり、その扱いを検討する上で、 商業的利用以外も含めた全体の裾野を広げていけるようなスキームでなければ成立しない ことに留意すべきである。

○商業的利用を目的とした著作物に異なる保護を与える制度の場合、該当する著作物をど のように区別するか検討すべき

商業的利用を目的とし、登録された著作物に異なる保護を与える制度とする場合、商業 的利用を目的とした著作物とそうでない著作物をどのように区別するか検討すべき。

○登録を受けた者に追加的なメリットを与える法的な仕組は、無方式主義の根幹を崩す

無方式で権利が付与されるとしても、登録を受けた者に追加的なメリットを与えることを法的に保証する仕組については、無方式主義の根幹を崩すことになるので原則的には反対である。なお、メリットの内容によっては、加盟国に無方式主義を義務づけたベルヌ条約及びWIPO著作権条約に違反する可能性があり、ベルヌ条約がWTO付属議定書に取り込まれているため、採用には上記各条約の改正が前提となる。

ただし、これに対しては、現状、米国のように、国内の著作物については訴訟の提起等を登録に関連付けている国も存在し、ベルヌ条約に違反するかどうかは設計次第であるとの意見もあった。

(2)集中管理

市場による解決とそれを支援する法制度の整備に基づく方策として、任意の集中管理の 仕組みについて、検討すべき理由、具体的方策の例、課題を以下に示す。

①集中管理の方策を検討すべき理由

市場による解決とそれを支援する法制度の整備に基づく集中管理の方策を検討すべき理由としては、以下のような指摘があった。

〇すべての著作物が集中管理され、利用条件等が明示される仕組が望ましい

著作権者によって著作物の扱い、利用方法、利用条件等が明示され、すべての著作物が 集中管理される仕組が、権利者・利用者のどちらにとっても望ましい。

〇ネットワークにより広範囲に著作物が流通するため集中管理が必要

ネットワークにより著作物の流通するスピードが速く、流通範囲が広く、流通量が大きくなり、何らかの団体や企業に関与しなければメインストリーム(主流)の流通に乗らない時代になってきており、広範囲かつ社会的なシステムとして集中管理の仕組が必要となる。

○市場メカニズムにより使用料率が決定される点で効率的である

報酬請求権への変更と集中管理とを比較した場合、報酬請求権への変更は著しく取引コストを下げる点で集中管理より効率的である。使用料率を決める際に政府が介入する方式は、余計な調整コストがかかるという問題があるので、市場メカニズムで解決する方が望

ましい。従って、民間による集中管理の方が効率的である。

〇許諾権が実質的に報酬請求権と同様に機能し一般の利用者には利用しやすいが、無断利 用者には許諾権を行使できる

集中管理により民間ベースで許諾権が実質的に報酬請求権と同様に機能し、一般の正当な利用者にとっては利用しやすい。他方で、無断利用者に対しては許諾権を行使できるという利点がある。

②具体的な方策

具体的な方策については、下記が適切との意見で概ね一致した。

〇民間による著作権・著作隣接権の集中管理の仕組を構築する

著作権・著作隣接権を集中管理し、利用許諾、使用料の徴収・分配を行う民間の権利管理組織をつくり、権利者が権利を預ける。管理事業者への委託により、権利者の許諾権は実質的に報酬請求権と同様に機能することとなる。

その他、以下のような意見もあった。

〇権利者、利用者双方の意向を反映でき、利用者にとってもわかりやすいシステムとする

新しい集中管理の仕組によって、権利者、利用者双方の意向をある程度反映でき、利用者にとってもわかりやすいシステムとする。その場合には、IDによる著作物管理の仕組を導入し、円滑な許諾手続きと著作権利用実績の全量把握、正確な使用料分配を実現すべきであるとの意見もあった。

③各方策の課題

市場による解決とそれを支援する法制度の整備に基づく集中管理の各方策の課題としては、以下のような意見があった。

○著作物の分野によって集中管理がなじむか分けて検討すべき

独占的許諾になじむジャンル(書籍出版、映画、ゲーム、商業演劇、商品化等)と非独占的・無差別的許諾になじむジャンル(音楽、写真等、特定のジャンル以外に広まる余地のあるジャンル)があり、前者においては、集中管理を行うメリットは後者より小さい。このように、集中管理がなじむ分野となじみにくい分野があるので、これらを分けて検討すべき。また、集中管理では経済的に見合わない分野をカバーするため、政策として仕組をつくることも考えられる。

○運用上何らかの法的な裏付けが必要である

集中管理の仕組を導入したとしても、法制度でなければ強制力がない。権利者全体に利用されなければ、むしろ取引コストは高くなる。また、運用上、集中管理を行う場合には

登録が必要であり、登録制度を導入するためには何らかの法的な裏付けや登録に伴うインセンティブが必要である。

〇権利者が意思表示する仕組によって集中管理のメリットが損なわれる恐れがある

登録制度と同様で、著作物の許諾範囲を細かく選べるようになると、多くの権利者が現実にそのような意思表示を行うのかという問題のほか、管理の手間が飛躍的に増えるなど取引コストは上がる恐れがある。そもそも条件をまちまちにするのは個別管理であって、集中管理のメリットを没却する可能性がある。

OIDによる著作物管理を行う場合、莫大なコストがかかる

過去の著作物まで遡ってコンテンツに付与するID等のメタデータ¹⁰を整備することが必要となるが、そのためには莫大なコストが必要となる。

2. 法制度による許諾権の見直しを伴う方策

法制度による許諾権の見直しを伴う方策としては、前述1.の市場による解決とそれを支援する法制度の整備では対応できない場合等に、許諾権の見直しを含め法制度による対応を図ることが考えられる。具体的な方策の例としては、裁定制度の強化・権利制限¹¹の導入等の他、法制度による強制的な登録制度、集中管理が挙げられたが、集中管理については本格的議論には至らなかった。

○ 民間ベースの許諾システムによりビジネスモデルが構築できない分野については、 V. 2. にて示した一定の場合に、行政庁による裁定制度の強化、権利制限の導入 等が考えられる。

(1) 裁定制度の強化・権利制限の導入等

法制度による許諾権の見直しを伴う方策としては、まず裁定制度の強化・権利制限の導入等が考えられる。以下では、裁定制度の強化・権利制限の導入等の方策を検討すべき理由、具体的な方策の例、課題を示す。

①裁定制度の強化・権利制限の導入等を検討すべき理由

裁定制度の強化・権利制限の導入等の方策を検討すべき理由として、以下については概 ね意見が一致した。

○権利者の意思表示がない、所在がわからない等の場合には市場による解決とそれを支援 する法制度の整備では対応できない

¹⁰データに関する情報 (作成者、作成日時、データ形式、タイトル等) のこと。 ¹¹ ここでは、権利者の了解を得ずに著作物等を利用できる制度と定義している。有償で利用できる場合 (権利者に報酬請求権が付与される) と無償で利用できる場合を含む。

利用可否の意思表示がない、権利者の所在がわからない等、登録制度では解決できない問題については、裁定制度の柔軟な運用、例外規定の拡張等、他の方策で別途対処する必要がある。

その他、以下のような意見もあった。

〇社会制度としての権利集中管理機関や登録制度等の実現は容易ではないので、これを補 完するために必要

社会制度としての権利集中管理機関や登録制度等の実現は容易ではないので、それを補 完するものとして、強制的許諾制度や裁定制度が必要である。裁定制度はホールドアップ (権利者の許諾を取れない状況)への対応を目的としており、集中管理と補完関係にある と言える。

②裁定制度の強化による具体的方策

裁定制度の強化による具体的方策については、以下のような意見があった。

○複数権利者に意見の相違がある場合でも一定の原則で許諾可能となる裁定制度を導入す べき

複数権利者に意見の相違があるため著作物を利用できない場合、下記の原則で許諾可能 となるような裁定制度を導入する。また、利用に反対する人には、得べかりし利益の補償 義務を負う。(ただし、交渉に時間がかかる最大の要因となることに留意すべき。)

- 1) 多数決原理で対応する。(何をもって「多数」とするかは要検討)
- 2) 経済的リスクを負っている人(映画製作者等)の判断を重視する。
- 3) 公正な利用方法かどうかを考慮して検討する。
- 4) 一部の権利者から反対があっても許諾可能となるような裁定制度を導入する。
- 5) 対価の補償を行う。
- <複数権利者に意見の相違があるため著作物を利用できない場合の例>
- 1) 共有著作権の場合
- 2) 原著作物の著作権者の許諾を得て作成された二次的著作物の場合(ex.原作者と漫画家)
- 3) 著作権者の許諾を得て行われた実演、レコード、放送等で、著作権と著作隣接権が重 畳的に働く場合(ex.振付師とダンサー)
- 4) 多数の実演家が出演したテレビドラマ (ワンチャンス主義¹²の適用のないもので放送利用以外の利用)

〇権利者に容易にアクセスできない場合に強制許諾を可能とする簡易な裁定制度を導入すべき

¹²著作権法第91条で、実演家の録音権・録画権について、映画の著作物の製作時に、自らの実演を録音・録画することを了解した場合には、以後その実演を利用することについて権利が及ばないものとされていることをいう。

権利者(発行者)に容易にアクセスできない場合、強制許諾を可能とする簡易な裁定制度を導入する。強制許諾を避けるためには、連絡先を明らかにしておくことを義務付け、連絡先情報や許諾条件情報などを権利者自ら投稿できるサイト(投稿しておけば連絡先を明らかにしたものと扱われる)も用意する。

〇現状の裁定制度を弾力的に運用できる仕組とすべき

現状の裁定制度は一般的でなく、利用しづらい。取引コストを下げるため、もう少し弾力的に運用できる仕組とすべき。

③権利制限の導入による具体的方策

権利制限の導入による具体的方策について、どのようなケースに適用すべきかに関しては、以下の通り様々な意見があった。

〇非商業利用の場合、権利者の了解を得ずに著作物等を無償で利用できる仕組とすべき

法的に自由利用が許される私的複製・私的改変等の範囲は減少していることを勘案し、 私的利用/公的利用という区別をせず、商業利用/非商業利用という区分を用い、非商業 利用について権利者の了解を得ずに著作物等を無償で利用できる仕組とする。(商業利用 であれば許諾を必要とする。)

〇権利者の意思表示がない場合には一定範囲での利用を可能とすべき

利用許諾をしない場合にはその旨の意思表示を行うこととし、利用許諾をしない旨の意思表示がない限り、通常権利者が想定したであろう一定範囲での利用を可能にする。意思表示がなくても、後に登録することで救済する(利用許諾をしない状態に戻る)。

〇実質的な利用に至らない軽微利用等については、権利制限で対応すべき

著作物の利用の程度が、ある一定水準以上の利用が実質的な利用にあたり、それについては許諾権か報酬請求権のいずれかが必要だが、その実質的な利用に至らない軽微な利用等については権利制限で対応するという方策が考えられる。1)サムネールのような軽微利用、2)写真の背景等偶然の写り込みについては、権利者の了解を得ずに著作物等を無償で利用できる権利制限になじむと考えられる。

〇パロディ的な利用について、権利制限を適用すべき

前記「実質的な利用に至らない軽微利用等」の場合と合わせて、「偶然的な、軽微な若しくはパロディ的な、その他著作権法第30条以下の場合に準ずる利用」は、「著作物の通常の利用を妨げず、かつ著作権者の利益を不当に害しない場合」には許容される旨の規定を現行法に導入する。(著作者人格権については現行法第20条2項4号等の運用緩和で対応)

パロディ、アプロプリエーション(流用)には、既存作品を異なる(オリジナル側からは提示されようのない)視点で再構築・再解釈することを通じて、社会にとって有用な情報が含まれる可能性が高い。また、他の手段では替えがたい場合が多い。概してもとにな

る既存作品が明らかであるため「名声の盗用」がないこと、著作者側への経済的打撃が相対的に低いことを勘案すると、利用を許容する規定を導入すべきである。

他者の作品を取り込んだ作品を創作する写真家や現代芸術家等のクリエーターは相当な 比率で存在するはずである。例えば写真家は、パブリックアート(公共の場に設置された 美術作品)については利用者になり得るという側面がある。

中傷的なパロディについては、作品を公表すれば批判があることは当然であり、目に余るものについては名誉毀損で訴える等の対処も可能であるが、著作権とは異なる問題なので混同すべきではない。

作品がパロディに該当するかどうか、規定に基づいて正当な利用と認められるかどうか については、裁判所が責任を持って判断すべきであり、それを判断するための最低限の情 報を条文で揃える必要がある。

○複数の著作者による共同創作に制限規定を適用すべき

一つの作品に複数の権利が働くために、ある権利者は利用を望んでいるのに、別の権利者の反対があるため、利用できない場合(共有著作権、原著作物の著作権者の許諾を得て作成された二次的著作物等の場合)、利用許諾をしないことの制限を検討するべき。複数の著作権者、著作隣接権者の財産権が重複するデジタルコンテンツにおいては、それを利用するための取引費用(権利者の調査、契約等の費用)が増大し、資源の過少生産・過少利用が引き起こされる可能性があり、これを回避する方策が必要となる。

複数の著作者が共同創作した著作物については(権利制限を適用し)、ビジネスモデル、権利の帰属を見直す。(例えば、情報はコミュニティ(共同体)をつくる手段と考え、情報を活用したコミュニティからのサービスでリターン(収益)を回収する、権利の帰属が明確でない共同創作物の権利の帰属は考えない等。)ネットワークにより多くの著作者が創作に関わるようになると、共同創作された著作物の権利の帰属が不明確になり、すべての著作者に対する権利処理、貢献度の算出は困難である。

〇引用における権利制限規定の適用可能性に関する判断基準を見直すべき

著作権法32条1項の文言(公正な慣行に合致・正当な範囲内)に基づいて、引用における権利制限規定の適用可能性に関する判断基準を見直す。「正当な範囲内」という文言に合わせて、従来想定されていなかった要素(被引用側の元の著作物全体における被引用部分の割合、経済的影響、引用目的等)が考慮されるようになる。従来、明瞭区別性(引用側と被引用側が明瞭に区別されていること)と主従関係(引用側が主、被引用側が従の関係にあること)という要件を満たすかどうか(二要件説)に従って判断されてきたが、その内容および根拠が必ずしも明確でないため、再検討すべき。

条文上、目的に対応した正当な範囲内で利用が許容されるということになるので、著作物の性質、行為が複製を伴うかどうか、目的がどういうものか、範囲はどれくらいか等の要素を含めて正当性を判断することとなる。明瞭区別性が判断基準でなくなれば、(現状

では引用と見なされない可能性のある) パロディや他人のメロディを一部引用した楽曲に も権利制限規定が適用される可能性がある。

〇インターネット配信について、許諾権を報酬請求権に変更すべき¹³

同時再送信、IP 放送等は「放送」として認められていないため、取引コストの問題が解決していない。社会的に合理的なコストで利用できるようにすべき。著作権処理の費用が著しく低下すれば、見込まれる収益が同じでもビジネスの可能性は広がるはずである。例えば、「放送」に関しても「通信」と同様にすべてのレコードの利用について許諾を取ろうとすると、放送事業者にとっても収益とコストが見合わないはずである。

著作権法において放送の要件(安全な配信システム、安全な配信事業者、メディアとしての利用/等)を定義し、認定機関を新設して、インターネット配信について放送の認定を行う方法もある。

また、1)利用用途、2)配信・権利保護の仕組、3)事業者 という 3 つの要素について、権利者と利用者の間で同じ条件で許諾を出せる範囲(例えばメディア利用等)を特定して報酬請求権へ変更すればよい。同意が得られないものについては、いくつかの団体で集中管理を行うという方法が考えられる。

事後的にどのように利用されたかをすべて捕捉できるような仕組を前提にすれば報酬請求権に変更しても問題ないと考えられる。アーティスト側でもインターネットを活用した作品流通の取組が増えてくるので、そのような芽を摘まないよう注意すべきである。

④各方策の課題

裁定制度の強化・権利制限の導入等の各方策の課題としては、方策を適用するケースごとに、様々な意見があった。

a) 非商業利用を権利制限の対象とする場合の課題

○商業的利用と非商業的利用を区別するための明確なルールが必要

非商業利用を自由とする場合、商業的利用と非商業的利用を区別するための明確なルールが必要である。

〇非商業利用であれば著作者が許容し得るとは限らない

著作者は対価と名誉を求めているとは限らない。表現意欲が創作の起点であり、非商業利用であれば許容し得るというわけではない。

b) 軽微利用を権利制限の対象とする場合の課題

○軽微利用を権利制限の対象とする場合、軽微利用の基準について確認規定が必要である 軽微利用の基準が明確ではなく、判例に基づく解釈だけではリスクが大きく利用できな

¹³インターネット配信について取引コストの問題が言及されており、ここでも報酬請求権へ変更 すべきケースとして意見があったが、必ずしも同意があったわけではない。

いため、また判例の積み重ねを把握できるクリエーター、事業者は多くないため、確認規 定が必要である。

一方で、微妙な問題であるため、判例の積み重ねで解釈すべきとの意見もある。

c) パロディ利用を権利制限の対象とする場合の課題

〇パロディ的な利用に関する一般条項を導入し、基準を明確化する方法も検討すべき

パロディ的な利用に関する権利制限に関して、個別に明文化された規定を増やすよりも、もう少し緩やかで包括的な一般条項を引用とは別に設けたほうがよい。ただし、現状の例外規定は明確な規定として残した上で付け加えるべきである。一般条項としての柔軟性を備えつつ、例示や他の規定との組合せにより基準を明確化するか、ガイドラインである程度の基準を示すべき。

〇パロディ的な利用に該当する利用かどうかの判断が難しく、時期尚早である

社会的に有用な批判精神によるものであるかどうかの判断が難しく、パロディでの著作 物利用を許容する規定を導入することは時期尚早である。

○パロディは創作の主流にはなり得ず、許容しがたい

パロディは美術的には主流ではない。他の作品に感化されて創作に引き継がれることはあるが、パロディは創作の主流にはなり得ない。一般的には、創作者が作品を公表する際の責任としてパロディを許容することは厳しいと考えられる。パロディは原作が成立している上に、明らかにそのイメージ等を利用したものであり、引用とは意図が異なるため、同一には論じられない。

d) 公益性が高い著作物についての課題

○公益性が高い著作物についても、財として考えると一概に対価が必要ないとは言えない

公益性が高い著作物について、許諾権を制限されることはあり得るとしても、財として 考えると一概に対価が必要ないとは言えない。(ただし、この点については、許諾しつつ、 許諾料または補償金を請求することは可能である。)

e)報酬請求権へ変更する場合の課題

〇許諾権を報酬請求権に変更した場合でも、使用料の分配について他の仕組が必要となる 報酬請求権に移行し、許諾権がなくなったとしても、それ以降の使用料の分配について は集中管理等の仕組が必要となる。

〇民間による解決策に比べて柔軟性が欠如している

すべての著作物に一律に適用することになると、許諾権を行使したい場合も報酬請求権 に変更されてしまう等、民間による解決策に比べて柔軟性が欠如している。

〇ロイヤリティを法定とする場合、行政費用の転嫁、政治的操作の影響を受けるリスクを

勘案すべき

ロイヤリティを法定とする場合、制度運営のための行政費用が、法定ロイヤリティへ転嫁されるリスクがある。また、法定ロイヤリティの設定・徴収・配分において、政治的操作(ロビー活動等)の影響を受けやすい。

f) インターネット配信について報酬請求権へ変更する場合の課題

○インターネット配信における取引コストの問題は、十分なマーケットが確立していない ことに起因する

IP 放送が「放送」と同じであるとしても取引コストが同じである必要があるかどうかは 別問題である。

テレビ放送においても莫大な取引コストがかかっているが、市場と見合うからそれを負担している状況がある。過去の放送番組の DVD 化とネット配信に同じだけ取引コストがかかるにも関わらずネット配信がなされないのは、期待される収益が少ないからである。

市場が成熟し、管理事業者ができてくれば、協定等で(報酬請求権への変更が)対応可能な部分はあると考えられる。

〇インターネット配信について報酬請求権へ変更することで業界全体の利益が最大化するが、権利者にとっては使用料を高い水準で維持できなくなる点に留意すべき

インターネット配信においては、報酬請求権へ変更することで業界全体の利益が最大化する(多くの事業者が参入し、業界全体が大きくなる)というメリットがあると考えられる。ただし、有力な作品を持つ権利者にとっては、その作品だけ使用料を高い水準で維持できなくなるというデメリットがある点を考慮すべき。

○複数の関連法制度間の関係を調整する必要がある

通信・放送制度、通信・放送行政、著作権制度等、それぞれの関係にどう折り合いを付けるか検討が必要となる。また、法規制と特権(放送法、電波法、電気通信役務利用放送法での規制と著作権法と周波数の特権)をどのように定義していくか検討すべきである。

○場合によっては、各種国際条約違反となる可能性がある

インターネット配信を一律に報酬請求権へ変更する場合等、広汎な利用の報酬請求権への変更は加盟国に排他的許諾権の付与を義務づけたベルヌ条約ないしWIPO著作権条約に違反する可能性が高く、採用には上記各条約の改正が前提となる。

(2) 法制度による強制的な登録

法制度の見直しを伴う方策としては、法制度による強制的な登録の方策も想定される。 以下では、法制度による強制的な登録の方策を検討すべき理由、具体的な方策の例、課題 を示す。ただし、このように登録を保護の要件とする方式主義に関しては、懐疑的な意見 が多かった。

①法制度による強制的な登録の方策を検討すべき理由

法制度による強制的な登録の方策を検討すべき理由としては、下記の意見があった。

〇利用促進のためには取引コストを下げる必要があり、権利者には多少の負担を強いることになっても登録制に誘導すべき

利用促進のために利用条件を明示して登録できる制度を設けたとしても、大半の権利者がインセンティブを見出せず登録しないのであれば利用が促進されないため、取引コストを下げて利用を促進するとの観点から、権利者には多少の負担を強いることになっても登録制に誘導すべきである。

〇保護の要件として登録を課す場合、利用自由な著作物が明らかになるメリットがある

保護の要件として著作権登録を課す場合、利用者にとっては利用が自由な領域が明らか になるというメリットがある。

〇権利者特定という複雑な問題を権利者が自己責任で解決するため社会にとって望ましい

登録を求めることで当事者間の協議により権利者の特定を行うこととなり、保護を求めるものが権利者の特定という複雑な問題を自己責任で解決するようになるため、社会にとっては望ましい。

②具体的な方策

具体的な方策については、下記のような意見があった。

○すべての著作物を対象に保護の要件として著作権登録を義務付ける

保護を必要とする権利者が、自ら保護する必要のある対象を選別し、登録する。権利者が許諾の有無、許諾する場合の利用条件、利用範囲等を明示し、著作物へ権利情報を付加する。著作権の維持に対して登録料を徴収する。

〇一定期間経過後、保護の要件として著作権登録を義務付ける

公表著作物について、当初は創作により権利が発生する無方式主義とし、 α 年間経過後は、登録を条件に β 年間の(権利保護の)更新を認める(更新登録制)。登録時に更新登録料の納付義務を課し、更新回数は有限とする。方式主義にしてすべての著作物を対象とした登録制度を導入するには莫大なコストがかかるが、一定の期間が経過すれば経済的に利用される著作物は絞られる。当初は無方式主義とし、一定期間経過後に登録による更新制にすることで、かなりコストが低くなると考えられる。

(一定期間経過後も含め、十分な経済的価値が生じる著作物はわずかであるため、) α 、 β は、創作前および創作後のインセンティブをともに考慮して決定する必要がある。

○許諾権を行使したい著作物のみを対象に登録を義務付ける

登録がない場合には原則権利者に報酬請求権のみ与え、利用許諾をしたくない場合には

登録を課す。

③各方策の課題

法制度による強制的な登録の方策の課題としては、下記の意見があった。

○登録義務化の採用は各種国際条約に違反する可能性が高い

登録義務化は、そもそも加盟国に無方式主義を義務づけたベルヌ条約及びWIPO著作権条約に違反する可能性が高く、ベルヌ条約がWTO付属議定書に取り込まれている現状に照らせば、世界的な調和がとれず、国際的なコンテンツ流通に問題をきたす恐れが大きい。(なお、制度内容によっては強制的な集中管理にも同様の課題がある。)

〇取引コストを下げるために権利者が新たに負担することになる登録コストを社会的にど う負担するか検討すべき

取引コストを下げるための負担が権利者に移転する場合が多いが、個人の権利者には負担し切れない。社会全体で個人の権利者をサポートしていくコストをどう考えるか検討する必要がある。

○著作権に対する意識が弱く、登録を行うだけの経済力のない著作者、商業性の薄い作品 が保護を受けられないことになる

権利保護にあたって登録を求めるとすると、著作権に対する意識が強く、作品に商業性があったり余力のある人は、熱心に登録を行って権利を確保し、商業性が薄い作品の作者は登録を行わないため保護を受けられないということになり、弱者がこぼれることになる。文化の発展と享受を著作権制度の目的と考えると、売れる作品と売れない作品が混在していて当然であり、売れない作品であっても保護が不要かは疑問。

ただし、この点については、登録料を安くすることや、登録制度に対する意識を高める ことによりある程度までの対処は可能となるとの意見もあった。

○著作物の大半は登録が難しく、それらは保護の対象とならない

ネット上や学校活動等による集団創作、手紙・日記、素人がつくる短歌・俳句等、子供の創作物、即興・講演、映像作品等の中間制作物等、登録が難しい著作物が世の中では大部分を占めるが、これらについては保護の対象とならない。その場合、これらの登録の難しい著作物を集めてビジネスが行われることが想定されるが、それについてどう扱うかが問題となる。

○登録により権利を付与する方式主義は、大量の著作物を扱う分野では現実的でない

現行の無方式主義については維持すべきである。登録により権利を付与する方式主義は、 大量の著作物を扱う分野(写真等)では現実的でない。

VII. まとめ

本調査研究においては、次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化がどのようなものか検討したが、一致した見通しを持つには至らなかった。しかし、予想される様々な変化により生じる問題点や対応を多角的な観点から検討した。想定される社会の変化には、従来の著作権制度では対応困難との考え方が示された一方、十分に対応可能との意見もあった。

合わせて、著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢について整理した上で、社会の変化への対応方針について議論した。現行の法制度を見直す必要があるかどうか、許諾権の見直しを行うかどうか判断を要するのはどのような場合か、その理由は何か、といった点についても議論を行った。

また、著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢、社会の変化への対応方針に基づき、次世代ネットワーク社会の変化に対応するためにどのような方策が必要となるか、またその課題は何かについて議論を行った。議論を通じて提示された方策の提案は、市場による解決とそれを支援する法制度の整備と、法制度による許諾権の見直しを伴う方策に分け、それぞれ具体的な方策の例、その課題とともに整理した。

本報告書では、研究会において提示された上記の各論点に関する様々な考え方をそのまま記載するようにしており、今後の著作権制度の検討における議論の材料となるものと考えられる。



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。 www.bunka.go.jp/jiyuriyo